

## 建設水道委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和元年12月10日 開会 9時58分 閉会 13時53分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

三宅文雄 多賀信祥 細羽敏彦 坊野公治

西田久志 佐藤 豊

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 副議長 大滝文則

(3) 説明員

副市長 猪原慎太郎 未来創造部長 唐木英規

建設部長 谷本悦久 水道部長 田中伸廣

未来創造部次長 田中大三 建設部次長 岡本健治

水道部次長 飛田圭三 建設部参与 西田直樹

芳井支所長 岡田光雄 美星支所長 川上邦和

定住観光課長 多賀章治 都市施設課長 藤井義信

下水道課長 土屋光史 総務課長補佐 伊藤圭史

商工課長補佐 金政吉伸 上水道課長補佐 丸本健雄

建設課管理係長 武智義仁

(4) 事務局職員

事務局長 宮 良人 事務局次長 藤原靖和

主 査 柳本兼志

### 6. 傍聴者

(1) 議員 妹尾文彦、柳原英子、惣台己吉、三輪順治

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名

### 7. 発言の概要

**委員長（三宅文雄君）** 皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 皆さんおはようございます。

12月に入りまして朝晩もめっきりと冷え込んでまいりました。特に日中との温度差が相当ありますので、どうかくれぐれもお体ご自愛をいただきたいと思っております。

先日、山陽新聞に第2のキャンプブーム復活というような記事が載っておりました。1990年代に最初のキャンプブームが訪れたと言われておりまして、その当時、家族に連れられていた子供たち、キャンプ場を訪れていた子供たちが今や、今度は逆に子育て世代になって、自分の子供たちを連れてキャンプ場を訪れているといったことがキャンプブーム再燃の一つの要因といったことも言われております。その記事の中で、井原市の経ヶ丸のオートキャンプ場が取り上げられておりました。近年利用者が急増しているということで、平成29年度と30年度を比較すると倍以上といった伸びを示しているといったことも書いてございました。それから、星空目当てということで、冬のキャンプ場の利用がふえているということで、週末はほぼ予約でいっぱい、大みそかも相当数の予約が入っているといったことも書いてございました。美星町の星空間のオートキャンプ場も取り上げられておりまして、それこそ井原市が星空観測の適地であるといった知名度が上がっているということで、大変喜んでいらっしゃるところでございます。

そういった中、本日は建設水道委員会を開催いただきまして、皆様方には何かとご多用の中をお繰り合わせご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この委員会に付託をされております案件でございますが、条例案件が6件、その他所管事務調査の調査事項が3件ということでございます。どうか慎重にご審議をいただきまして適切にご決定をいただきたいと思っております。なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。皆様方には後ほどお目通しのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第89号 井原市営住宅条例及び井原市特定公共賃貸住宅等管理条例の一部を改正する条例について〉

**委員（佐藤 豊君）** 説明をお願いしたいところがありまして、39ページの表題なんで

すけど、井原市市営住宅条例及び井原市特定公共賃貸住宅等管理条例の一部を改正する条例の、井原市特定公共賃貸住宅というのは、具体的にはどういうことを言うんでしょうか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 特定公共賃貸住宅につきましては、市営住宅は公営住宅法に基づいて建設したのですが、特定公共賃貸住宅については特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきまして、中堅所得者、中程度の所得者を対象にした住宅ということになります。市営住宅は比較的低い所得の方を対象にした住宅となりますが、特定公共賃貸住宅は中堅所得を対象とした住宅となります。

**委員（佐藤 豊君）** この間本会議の説明で、単身者も入居できるといった条例に変更したんだという説明でございました。具体的に、どこにそういった記述があるんでしょうか。何回読んでもどこにあるのかなあと。ちょっと教えていただければと思います。

**都市施設課長（藤井義信君）** 市営住宅条例につきましては、第6条第1号におきまして、現行において入居者の資格を定めておりますが、現に同居または同居しようとする親族があること、これがまず入居資格というふうになります。このところを、改正によりまして、親族の同居を要件したものを、同居する場合には親族であること、逆に同居する場合には親族であることというふうに改めて、単身が前提という始まりで、同居する場合には親族というふうに変えたところが大きなところになります。

**委員（佐藤 豊君）** わかったような、わからんようなんですけど、具体的に。

**都市施設課長（藤井義信君）** 40ページでいきますと、第6条の第1号を、「現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、当該者が親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）であること」と、同居する場合には親族であることに改めております。

**委員（佐藤 豊君）** ということは、単身で入りました。大丈夫ですよ、単身で。同居する場合は親族じゃないと一緒に同居はできないということで理解してよろしいんでしょうか。

**都市施設課長（藤井義信君）** そのとおりでございます。

**委員（佐藤 豊君）** わかりました。

単身者が入居できる公営住宅が612戸というふうにご紹介ありましたけれども、具体的に、612戸というのは全体の公営住宅の中では何%ぐらいになるんですか。全体でどれだけあって、612戸がどれだけになるか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 全体で、市営住宅、特定公共賃貸住宅、単身住宅とありますが、808戸ございます。808戸のうち612戸が対象となりますので、約76%になります。

**委員（佐藤 豊君）** 前の議会で、ある会社の方が単身者を市営住宅へ入れようとしたときに、現地を見に行ったときに、市営住宅の環境が非常によくなかったといったような会話が合ったように思うんですが、今後市営住宅の改修、改善によって単身者が快適に過ごせる、今現在住まわれている方についても一緒なんですけど、そういった方向性というのは計画的に進めようというお考えがあるんでしょうか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 市営住宅といいますと、やはり中が汚れてるとかそういった声も聞きますが、畳であるとか壁が剥がれておるとか、そういったところは現在も修繕しているところがございますが、今後もできる範囲でご希望に沿える程度の修繕等はしてまいりたいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 若者の定住といった観点から考えますと、そういう住環境をいい方向に環境整備してあげるといことは、非常に今後大切になってくるんじゃないかと思うんです。そういったことを考えますと、そういった改善というものも計画的に進めることも大切じゃないかと思うので、急にそんなことを今発言してすぐに答弁ということは難しいと思いますんで、今後その辺のことも考えていただければありがたいなあとというふうには思います。

**委員（西田久志君）** この12月議会で出てきたわけですけど、前からも空き室が大変たくさんあるということも聞いておりました。なぜ今こういう、単身が入れるように考えられたかを教えていただきたいと思います。

**都市施設課長（藤井義信君）** 9月議会のほうでもありましたが、過去3カ年を見ましても、入居率のほうが年々下がっている状況があります。なぜ今のタイミングでこういった単身者の受け入れをするのかということでございますが、この制度改革、法改正も可能ではありましたが、この制度、単身入居ができるようになった当時には、まだ90%を超える入居率があったということと、まずは井原市としましても、公営住宅法にのっとって家族、世帯を対象とした住宅ということで提供していこうという基本的な考えがございました。まず、入居率がここまで年々下がっている状況をとめようというところで、思い切ってこのたび単身入居もできるように条例改正をしたところでございます。

**委員（西田久志君）** なぜ質問したかということ、青野にブドウをつくりに来られる方が単身で来られたと。それで、6万円ぐらい払わないと青野には入れなかったという方がおられて、たまたま空き家もなかったし、提供してくれる人もいなかったということで、単身で来たから入れないんだと、青野住宅には入れないということで、その方は祝部住宅だったんですけど、行きかけたんですけど、どうにかタイミングよく住宅が青野地内で出てきたから、それを借りて入ったという経緯がございます。もしそのときに、単身で入れる市営住宅が青

野にあったならば青野に入ったかなということで、就農に来られた方も、やっぱりそういうところに入れる、近くに入れるというのがやっぱりいいことだと、作業するのにもいいということと言われてたんですけど、今回そういう判断でされたということですが、以前もそういう単身でも入れる市営住宅が近くにあれば、もうちょっと簡単に就農できたんじゃないかなと、大変苦勞を重ねられて入られたわけですけど、そういった意味で質問しました。

**建設部長（谷本悦久君）** 今、西田委員さんのおっしゃいましたように、以前から市営住宅に新規就農者の方が入れないかということの声は聞いておりまして、そういうこともあります。それからまた今後、所得の低い単身者の方もふえてくるということ、それからまた新年度になりますと、井原の企業へ新規就労される方も住宅を求めてこられる予定があるということから、その方たちが4月から入居できますように、この12月に改正をして事務を進めていきたいということで、このタイミングということで、今回お願いをしているところでございます。

**委員（多賀信祥君）** 制度を改正して利用しやすくするというところで、前向きな取り組みだと思いますが、この制度を変えることによって入れる方はふえる。逆に、まだ制度を変えても入れない方がいらっしゃるのか。当然未成年なんかはだめなんでしょうけど、全体としてそういう方がまだこの改正によっても、まだいらっしゃるのかどうなのか伺えればと思います。

**都市施設課長（藤井義信君）** 今、未成年という言葉が出ましたが、未成年の方でも親の同意があれば入れるということがあります。こういった方がこの条例改正をしても対象から外れるかということですけど、所得要件がございますので、やっぱり低い所得の方が対象ということですので、そういった点で対象から外れる方が出てくるかと思えます。

**委員（多賀信祥君）** あと、井原でいうと生産業が多い町で、外国人就労者の方がいらっしゃいます。私の勉強不足で、もう既に家族で入られている方もいらっしゃるかもしれませんが、単身で今後、そういった方の利用というのは想定されてるんでしょうか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 当然、外国人の単身者の入居も可能というふうに考えております。こういった場合、言葉のある意味壁とかもありますけど、そういったところも、そういった企業であればその所属の企業さんにトラブルが起きたときの対応等のご協力もお願いしながら入居可能という方向で進めたいと考えております。

**委員（多賀信祥君）** 私も、そういう事例を近くで見たりもしてるので、若干心配もあるんですけど、毎年どちらかというとな製造業をされている方でいうと、外国人就労者がどちらかというふうにふえるような傾向にあります。市営住宅にあきがあるんだったらそれを優先的に使っていこうという、ひょっとしたら流れになるかもしれませんが、そういった中で、もう既

に住まわれてる方との関係だったり、ご理解っていうのは今後想定されるのでしょうか。そういうことを求めていくということが、執行部としてやるべき仕事になってくるのか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 市営住宅等入られましたら、やはり共同生活というものがありますので、また住宅の中には共益の部分、みんなで使う階段、駐車場、周辺の花壇の整備とか、やはり自治会で皆さん協力して、していただいている作業もごございます。そういったところもまず入居の申し込みの際に十分説明しまして、そういう自治会の活動、みんなで負担し合う部分といったところを十分説明してご理解をいただき、なるべくトラブルのないようには努めたいと考えております。

**委員（細羽敏彦君）** 市営住宅、808戸ある中で単身者が612戸と聞いたんですが、空き部屋は何ぼぐらいあるんですか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 現時点で言いますと、空き戸数が116戸となっております。

**委員（細羽敏彦君）** 僕、芳井の築瀬なんですけど、築瀬住宅があるんですけど、老人の方がひとり暮らしでたくさん入れとんですが、この間、亡くなられていたということがありまして、そういうところはリフォームをかなりせんと次がもう誰も入ってこない、ロコミでそういううわさが流れとるのを聞いたんで、そういう部屋は誰が入るのも、そのままではまず入らないですわね。亡くなられてもう1日、2日経過していたということで、そういう部屋のリフォーム的には、もし次入れようとするならどういうふうを考えられとるのでしょうか。

**都市施設課長（藤井義信君）** 当然、住宅でいろんなケースがあります。亡くなられることも過去にもあったと思いますが、必要な、傷んだ、汚れが目立つところは当然交換等してまいりますけど、やはりそこを使用できないというふうにはしていませんので、畳の張りかえ等必要であればしますけども、通常どおり空き戸数、提供できる部屋として進めていくことになります。

**委員（細羽敏彦君）** だから、そういうところはぜひとも中をよく点検されまして、見て、悪いところは確実に直してもらえれば、また次の方も入られると思いますんで、よろしく願いいたします。

**委員（佐藤 豊君）** 1件だけ済いません。配偶者からの暴力を受けて避難を、シェルターの対応で市営住宅に入居していただくということもあるやに思うんですが、その戸数というのは、一定量の戸数というのは確保されてるのでしょうか、随時そういった状況において、この市営住宅のここを活用しますというような形になっているのでしょうか、その点教えていただければと思います。

都市施設課長（藤井義信君） DV等があった場合には、この法改正以前より特例として、単身でも入居を可能としておりました。そういった方のための部屋を確保しとるかということについては、していません。

委員（佐藤 豊君） ということは、そういったご相談があった場合は随時対応するということで理解してよろしいでしょうか。

都市施設課長（藤井義信君） そのとおりでございます。

委員（坊野公治君） このたびから委員になったんで、よろしくお願いします。

単身者を受け入れるということで、企業からの要望もあったというふうにお聞きしたんですが、具体的に何件ぐらいというのは把握されていますでしょうか。今までのトータルでもいいですが。

都市施設課長（藤井義信君） 企業さんのほうから都市施設課のほうへ要望があったというのは、実際は把握していません。ただ、申し込みの際にそういった方がおられたことはあるかと思えますけども、実際に企業のほうから何件こういった要望を受けたということは、都市施設課のほうでは把握していません。

委員（坊野公治君） その中で、先ほど多賀副委員長が言われた、外国人の単身者ということで、具体的に現在までに単身者の外国人の方が入居を希望されたというような実績というのはございますでしょうか。

都市施設課長（藤井義信君） 今年度だけに限りますと、……ございませんでした。ちょっと把握していません。

委員（坊野公治君） わかりました。その中で、例えば現在外国人家族で市営住宅に入居されている世帯はあるのでしょうか。

都市施設課長（藤井義信君） 実際に外国人の方も入られている世帯がございしますが、数字は持ち合わせていません。

委員（坊野公治君） 実際に単身ではなくて外国人の家族で入られてるという形があれば、自治会とかそういった形でも対応できるという形があると思いますので、そういったところをモデルにして、単身者の方が入られてもそういった対応というか、そこをモデルにして対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第90号 井原市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第91号 井原市公共下水道条例の一部を改正する条例について〉

委員（佐藤 豊君） この条例を改正するという事自体はあれなんですけど、具体的にもう少しわかりやすく説明していただければありがたいんですけど。

下水道課長（土屋光史君） 成年後見人制度の利用の促進に関する法律が施行されて、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人の権利に関する制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行ったものでございます。

委員（佐藤 豊君） ということは、認知症とか精神疾患の方で、自分で判断ができない状況の方の成年後見人について、具体的にどういった、事例として排水業の仕事をされている方、その人が認知症とか精神的な疾患で判断ができない、そのために後見人がその辺の対応をするというようなことのニュアンスかと思うんですけど、具体的にどういう弊害を起きなくするのかとか、もう少しわかりやすく説明していただければありがたいんですけど。

下水道課長（土屋光史君） 現行につきましては、被後見人の確認のために、本籍地にありますところの市民課で発行されます身分証明書により確認をさせていただいてました。成年被後見人、また破産者で復権を得ない者とかいろいろ明記してありますが、それによって確認しておりましたが、今回の条例に上げさせていただいているのは、確約書制度といたし

まして、本人が成年被後見人ではありません、破産者で復権を得ない者でもありませんということ、今度は個人からの誓約書で受け取るような形での確認となります。被後見人であると、排水設備の指定工事店等の申請の提出ができなくなるような形となります。

**委員（佐藤 豊君）** 単純に、問題がある人のところは仕事を受けない、またその仕事も受注しないというようなことでいいんですか。

**下水道課長（土屋光史君）** 井原市には排水設備指定工事店というものがあまして、その工事店の指定が受けられないということになります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第92号 井原市下水道事業の設置等に関する条例について〉

**委員（佐藤 豊君）** 今度、公営企業法という形に変更するということですが、今までと具体的にどういったところの違いが生まれてくるのでしょうか。

**水道部長（田中伸廣君）** 簡単に事例を挙げて説明させていただきます。

公営企業会計とこれまでの官公庁会計の違いということになるわけなんです、経理方式が、今までは官公庁会計で歳入、歳出の差し引きだけでやっておりましたが、公営企業会計方式ということになりまして、簿記について複式簿記を取り入れるようになりまして、民間の会社と同じような経理処理になりまして、収益的収支と今度は資本的収支の2段階で整理するようになります。あと、官公庁会計、従来のやり方ですと現金主義でしたが、それがこのたび公会計へ移行しますと発生主義ということで、料金の賦課が確定した段階でもう収入としてしまう、今までは現金が入ると収入としていたものが、そういった取り扱いが変わってくるということもございます。

あと、職員の身分につきまして、地方公営企業会計に移行するだけなので、下水のほうはそのまま職員の身分は地方公務員法の適用を受けるようになります。

あとは、大きなメリットとしましては、将来の収支見通し等的確に行うことが公営企業会

計の財務等を適用しますとなります。中・長期的視点に基づいて適切に経営方針を決定することができ、また他の類似の公営企業や民間企業との経営状況の比較を通じて経営成績や財政状況をより正確に評価、判断することができるようになります。

委員（佐藤 豊君）      ということは、皆さんが事業に対しての理解がスムーズにいくことが多くなるということで理解すればよろしいんですか。

水道部長（田中伸廣君）      事業の経営状況が明らかになるというふうに理解していただければと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第93号 井原市特別会計条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第94号 井原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（佐藤 豊君）      パートタイムで今従事されとる方はおられますでしょうか。また、おられたら人数は何人ぐらいでしょうか。

水道部次長（飛田圭三君）      今、水道の関係ではおりません。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（三宅文雄君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（三宅文雄君） 本日の所管事務調査事項は、新公共残土処理場整備計画の進捗状況及びこれからの工程について、新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書に係る市の対応について、平成30年度の災害復旧状況についてであります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈新公共残土処理場整備計画の進捗状況及びこれからの工程について〉

委員（西田久志君） 地元の説明会をしていただいたということで、そしてその中で大きく分けて水質の問題と多分搬入路の問題だろうと思うわけですが、まず水質の問題で、下流に青野ダムがございまして、その水は青野地区内、野上地区等へ配水しているわけですが、その水質が悪くなると、つくっているブドウとか野菜などに悪影響が出るというところですが、その水質について、ほかに何かご意見ございましたか。

建設部参与（西田直樹君） 水質についてでございますが、具体的には仁井山の説明会だ

ったと記憶しておりますけれども、P C B等が言われておりますけど、そのようなものも影響があるのではないかというご質問もございましたが、そのお答えとしては公共工事ということで担当職員もついているということで適切な泥のみを処理場へ運ぶということで、影響はないと考えておりますとお答えしたところでございます。

**委員（西田久志君）** 　　ちょっと前後しますけど、青野ダムは何メートルぐらい下流にあるのでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 　　約600メートルぐらい離れているかと思います。

**委員（西田久志君）** 　　年1回ぐらいは水質検査をするということでございますが、先ほどそういうものは搬入しないということでございますが、もし異常が見つかった場合はどのように対処されますか。

**建設部参与（西田直樹君）** 　　水質検査等を行い、異常が見つかった場合には速やかな対処ということで、基本的には残土で水が流れるということはないので、見つかったときにすぐ対処いたせば影響はないと考えております。

**委員（西田久志君）** 　　この搬入路なんですけれど、たしか国道313号はまだ工事中で大型車両がどうなんかな、そのぐらいになると通れるようになるのかなと。それから、井原町、そういうところだったら警察署から北へ上がって毘沙門をちょっと上がってから広域農道に入るのかなという思いの中で、それから荏原は中国パールの辺から上がるんだろうと思うんですけど、建設業者さんには、これは最終的には建設業者さんに委託するようになるんですかね。

**建設部参与（西田直樹君）** 　　残土処理につきましては、各工事、市、県を含めまして残土を捨てるところを指定をいたします。あと、積算、設計時に経路もうたいますので、そのときに市内は当然市の工事なので経路でこの場合はここを通りますということでお示しして入札をするということと、あと県工事に関しましても残土処理場を使われる条件として、ここは通らないとか、ここを通ってくださいとかということをお願いしてルート選定をいたすよう考えております。

**委員（西田久志君）** 　　ルートによっては大変燃料代が高くかかるというようなこともあるんじゃないかなと思うんですけど、例えばこれは建設業者さんからの意見は聞いておられませんか。

**建設部参与（西田直樹君）** 　　建設業者さんとのお話はしておりませんが、これは設計積算時の指定となりますので、それによって、それが設計ということになりますので、それが変わる、違う2方向と先ほども申しましたけども、東から西に変えるのはいいですけども、今言う神戸地内とか幅員狭小部とかは通らないという指定はできると思っております

ので、業者の方とは今のところ話しておりませんが、発注した側にはそのように伝え、積算できるようにしたいと思っております。

**委員（西田久志君）** 最初に聞けばよかったんですけど、主にどういう工事のどういう泥が、土が入ってくる予定なんですか。

**建設部参与（西田直樹君）** いわゆる公共工事ですので、道路改良のときの山を切る泥とか、地下埋設物や公共土木施設を直すときに道路から下を掘る土、それから県で言いますと、今していただいている河川の河道掘削といいますか、河原の泥、石、出る泥、それから上水道、下水道工事の配管、管渠を埋設する工事が出る土でございます。その土の中でも、特に道路の下を掘る泥につきまして、いわゆるシルト状とか土の中でも悪いやつは適切な処理をして、悪いものについては残土処理場には運ばないということが決められておりますので、悪いものはいかないということで、土につきましては改良修繕、しゅんせつ土等がございます。

**委員（西田久志君）** もしということがあってはいけないんですけど、それがための対策、例えば監視カメラ等の設置等は考えられておられませんか。

**建設部参与（西田直樹君）** 先ほど述べましたけれども、管理体制等につきましては、監視カメラを設置いたします。そのカメラのほかにもさまざまな管理体制の強化をこれから考えていきたいと考えております。

**委員（西田久志君）** 先ほど工程ということで、来年になったら用地交渉ということで用地を買収するということではしょうけれど、説明が11月にあつて、それで用地買収ということなんですけれど、やはり環境問題等、水質の問題と道路のことなんですけれど、約束はしていただいたのはわかるんですけど、それがやはり、失礼な言い方ですけど職員さんも変わっていくということになれば、それが後々に残るのは口伝えぐらいしか残らんということになるので、そんなことは言った覚えはないということにはならんとは思いますが、そういう意味で、それを担保というか、保証するようなものは何か考えられていますか。

**建設部参与（西田直樹君）** 担保、保証ということについては、なかなか難しい面がございますけれども、残るものといった中で、地元の要望とか意見ということの説明会があつた中で、説明会で回答はいたしておりますけれども、地元の自治会長さんとかご相談をしまして、要望事項等回答したところでありまして、そんなところで、詳細などということになりますと、要望の回答ということになれば、そちらのほうは考えられることになるかなあとは考えております。

**委員（西田久志君）** 広域農道、ことしもそうだったんですけど、道路があつて排水があつて、それから約1メートルぐらいはモルタルとかコンクリを打つてあるんですけど、

その排水のU字溝の間から草が、木に近いようなものが2メートルぐらい伸びてきてるんです。それで、伸びてきてるもんですから、トラックも当たりたくないんで、ダンプなんかも当たりたくないんで中央のほうへ寄ってくるというようなことがあります。要は、その中国パールというか荏原から、要するに国道313まで出る間の道路のそういうところの草刈りというんですか、それがいまだにできてないところがあって、やっぱり中央のほうへ寄っているという現状なんですけど、この辺はどうお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 草刈り等の道路管理についてでございますけれども、来年度以降は維持管理、特に今言われた草刈りとか小木伐採、側溝掃除など管理業務を主とした事業に積極的に取り組み、道路の適正な管理に努めたいと考えております。それにより、住民のニーズに応え、満足度の向上につながるものと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 監視カメラの件について先ほど答弁があったんですが、ちょっと広い残土処理場になるわけで、何カ所かには設置しなければならないというふうに思うんですが、現状では何台ぐらいを設置して監視をしようというふうなお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 入り口はもちろんですけども、あと中間部、あと様子を見て2台以上は設置したいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** それからあと、搬入の際は何時から何時までを一応搬入という形の時間指定をされるのか、またその際に搬入を阻止するための入り口、どういうふうな対応で入り口で時間以外の無許可のような残土を夜中にぱっと捨てて帰るとかというようなことを阻止する取り組みというのはどのように考えてますでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 現在もですけども、現在は管理委託を建設業協会にいたしております、開門時間は午前8時から午後5時までとなっております。それ以外、休日とか時間外につきましては施錠をいたしております。施錠は、今は池谷だけでございますけど、近くの方に委託をして施錠をしておる状態でございます。新しい残土処理場につきましても管理体制を含め、時間もですけども、今後検討してまいりたいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 先ほど、公共事業としての道路、それから上下水道で出てきた残土、それからあと河川のしゅんせつ等で出てきた砂とか土等々を残土処理場に運ぶということですが、各業者がそれぞれそういった残土を運んでいくわけですけども、業者に対する指導といいますか、そういう不純物が入らないような指導ということは、1年に1回か、事業が開始する前とかにそういった説明会とか指導会とかというような取り組みというものはされるのでしょうか。もうあくまでも建設業者に任せて、建設組合なら組合のほうからの指導で事業を進めていくのか、その点はどういうふうな形で進めるお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 説明会等は考えておりませんが、いわゆる公共工事なん

で、発注者側に監督員がついてございます。監督員が現場で中間検査等するわけでございますが、立会いの中で、今も適切な管理ができておるものと考えており、先ほども述べましたけれども、仮に泥の中でも悪いものにつきましては再生できる工場等で産廃扱いにいたしてリサイクルすると。あと適切に処理できるものだけが処理場へ行くというように考えておりますので、それだけのために説明会とかというのは考えておりませんが、今までどおり適正な監督管理をしてそういうことは悪いものが行かないように努めてまいりたいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** あと、何回か地元の説明会を開催されたという説明がございましたが、青野地区とか仁井山地区の全世帯の何割ぐらいの方がその説明会に参加していただいて現状認識をされたのか、説明を十分聞いていただいたという状況になってるのか、その辺はどのような状況でしたでしょうか、教えていただければと思います。

**建設部参与（西田直樹君）** 説明会等の人数でございますが、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、一番最初の青野地区、30年度の説明につきましては、役員の方4名だったと思います。それから、その次の青野の土地改良区につきましては役員の方でございます。それから、新井山地区については半数以上の方が参加され、全体では60人強だったと思います。ちょっと詳細な数字は資料を持ち合わせておりませんが、今そのくらいしか言えませんが、そういうところでございます。

**委員（佐藤 豊君）** 青野地区の役員が4名等という、役員の方がどれだけ地区内の方に説明して回ったのか、またそのときのこういったことを質問した、こういうふうな説明があったということを青野地区の皆さんに回覧をどの程度までできているのか。やっぱり後でトラブルがあったときには、聞いてなかったとか知らなかったという方からのトラブルが出てくると思うんです。そういったことを未然に抑止することを考えると、やっぱり地元の方に広く現状認識、また現状把握していただくような説明、また回覧等々の努力もあってもいいんじゃないかと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 先ほど述べましたけれども、役員の経緯概略説明をしたあと、昨年7月豪雨がすぐありまして、まず当初の予定といたしましてはそれを終えた後に、1カ月以内に何回か説明会をしながら進める予定としておりましたけれども、災害によりおくれが出たということで、予算づけも昨年度していただいていたのですが、ちょっとおくれでなかなか周知がおくれたということもありますけれども、合わせて二、三回の説明会をして、説明会でも言いましたけれども、おくれたことについておわびを申し上げ、この事業はどうしても進めていきたい事業ということでご理解を得ながら、ちょっとおくれたということがありますが、今までに至ったということでございます。

**委員（佐藤 豊君）** 今までに至ったということですが、今後は一人でも多くの方に説明する機会というものは持たれるお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 先ほど述べましたけれど、用地取得が完了後に、地元の方と協議等しながら説明会という形になるのか、全体でするのか、ちょっと今お話ができてないんですけども、お話もしながらそちらのほうもこうこうに進めますというのは地元のほうへ周知はしたいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 高屋の野々迫の最終処分場の建設に際しても、西部衛生のほうから何回も足を運んでいただいて、高屋の北部地区の皆さんにも集まっていただいて、4回も5回も、トータルすると十何回しとんじゃないかと思うんですが、そういった意味で、そういった努力をして地元住民の方が理解をしていただいて物事が進んでいったという背景があって、そういったことをまずやっとなないと、後でわしら全然知らなかったというような方が出たときの対処が非常にまた難しくなるんじゃないかというように思うんです。ですから、そういった用地買収が済む前にそういったことをして、それから用地買収に移るといったことが手順として順番じゃないかというふうには思うんですが、その点の考えはどのようにお考えでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 11月19日に青野全体の説明会をいたしました。その意見、要望等をお答えしたところでございますけれども、用地買収を年明けで考えておりますけれども、地元の代表の方々と相談しながら、そういった形でもう一回要るのか、それともお願い文書、周知文書でいいのかご相談しながら今後の進め方については検討してまいりたいと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 残土処理場が必要なのということは重々わかっておるわけですがけれども、やっぱり手順を踏んで、地域住民の人が納得した上での事業が進むことの体制づくりとか、そういった手順を踏んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

〈なし〉

#### 〈新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書に係る市の対応について〉

**委員（西田久志君）** 新規就農者が井原市、岡山県に、県外の人がある場合でもいいし、県内でもいいんですけども、特化してブドウをつくりたいというところでは、就農するまでどういう流れになってますか。

**建設部次長（岡本健治君）** 一般的な新規就農者が、例えて産地へ研修を受けるまでの流

れといたしましては、まず新規就農者、岡山でブドウがしたいとか、基本的には県外の方については地方を言われるわけです。瀬戸内であるいはその中の岡山県でとかというふうな声を聞きます。これにつきましては、先ほど申しましたように、移住相談会、東京とか大阪とか名古屋なんかであります。こういった遠方に行きまして就農相談のブースを設けます。これはやっぱり広域圏での話になりますので、井原市1点の説明していくでなくって、岡山ではこういう産地があります、その中でブドウの産地はこういうところがありますというのをまずご説明申し上げます。

その後、もし井原市であるいは岡山県で農業、就農されるお気持ちがおありでしたらこういったサポート、補助の内容も伝え、いろんな制度の内容を伝え、こういったサポートもございますということをお伝えし、その後、これはご本人さんの希望によりますけども、お勧めするのは3つ方法がございまして、1つには県がオリエンテーションというのを組んでおります。県内の行きたいところ何カ所か、西回り、東回りとか北回りとかがあるんですけども、そのオリエンテーションということで、バスツアーで回るわけですけども、一日いろんな産地を見て回っているなどこの意見を聞こうという、そういうのがありますので、それに乗って、もう少しそれぞれの産地の意見を聞いてみる。

あるいは、農協がやっておるんですが、一日体験というのがございまして、もし井原市ということになるのであれば、どうぞお越してくださいと。一日農業の体験ができますよということで、体験のほうを受けていただくことができます。

それからもう一つは、もう時間とか日にちが合わないので直接ということになれば、農林課の職員が直接対応をしていろんな産地を紹介して回ったり、それから就農にかかるまでのノウハウであったりあるいは支援の話であったり、先ほど申したようなプランの話をさせていただくようになります。その後、やろうという気持ちが出てまいりましたら、まずはいきなり就農というのは難しいものでして、まず1カ月の体験をしていただくということになります。この1カ月の体験のところで産地を決めます。今まで言ったように、いろんな行政が新規就農者獲得のために、いろんなところへ参っておりますけども、その中で新規就農者の予定者の方が、じゃあ井原で頑張ろうと申しただけければ、ここで迎えをいたしまして、まず1カ月の体験をやってくださいと。脱サラではないですけど、今まで農業に携わってない方がいきなり農業を始める際の気持ちとして、農業は好きな時間に好きなことができるイメージがどうもあるようで、そうではなくって適期というのがございます。ブドウの栽培でも、この時期には何をやる、この時期には何をやる。だから、好きなようにするでなくって、適期というのがありますので、そういったことも、それから就農の労働、ちょっとしんどいこともあります、こういったこともございますので体験をしていただくということ

で1カ月、これは農家の方にご無理をお願いして、農家の方の親方になっていただきながら研修を1カ月やっていただくということになります。

まず、ここまでが1つの大きい区切りになります。その大きい区切りの中から、市役所、それから農協、それから普及所、それから親方になっていただいた農家の方々、この方々とその研修を体験された新規就農予定者の方が一堂に会しまして、課題であったり問題であったり、これから先不安なことがあるとか、そういうことを話し合いしながら、それともう一つは、今この状態でやる気持ちがあるかないか。ちょっとしんどいのでここでやめようかなとかと言ったらもうしないほうがいいです。いや、これだったらやれそうだという、この気持ちを聞く面接会あるいは相談会、これ合わせたものを開催し、それからオーケーということになれば、実質的な技術を身につけるということで、2年間の研修に入る。その後、新たに就農、そこで初めて就農すると、そういう形になろうかと思えます。

**委員（西田久志君）** 大体わかりましたけれど、1カ月の体験研修、そのときの住まいはどうされていますか。

**建設部次長（岡本健治君）** 今ちょうど芳井、それから美星にお試し住宅がございます。なるべくここをお勧めしております。というのは、やっぱり農村部での文化を感じていただく、それからやっぱり井原市で住むには、活動の場所がどうしても中山間地域になりますので、その状況というのをしっかり見ていただく。それから、親方もやっぱり近いほうがいいわけであって、町なかから通うよりはそういったところがいいだろうということで、まずはそこを進めます。オーケーであればそこに行っていただきますが、どうしても本人に別の希望があれば、町なかがいいと言われれば、アパート等に行かれる方もございます。

**委員（西田久志君）** そのアパート、もちろん実費でということでしょうかね。アパートの家賃。

**建設部次長（岡本健治君）** 1カ月の体験研修期間については全て実費ということになっております。

**委員（西田久志君）** その後の2年間はどのような、住宅の確保は。

**建設部次長（岡本健治君）** 先ほどもちょっと述べさせていただいたんですが、2年間の研修をしようとする、住居がどうしても必要になってまいります。私どもも非常に苦労しておるところでございまして、これが現実でございます。なるべくなら、有効な空き家があれば空き家を。空き家もずっと放つとくと、空き家としての問題も出てきますから、やっぱり地域にそれぞれ有効資源として空き家があるわけですから、まずそこに譲っていただける、あるいは貸していただけたところがあれば一番いいわけなんですけども、どうしてもそれがなかった場合には、実は県の教員住宅であるとかそういった公共施設であいているとこ

ろがあればそこをあっせんして入っていただくことがあります。あくまであきがあったらそういうことになりますし、それからご家族でもし最初から来られるのであれば、市営住宅に入れるわけなんです、それがかなわなかった場合には、やむなく民間のアパート等お借りして入るということにもなろうかと思えます。

**委員（西田久志君）** 県外、市外から就農しようと、特にブドウをつくろうということで来られとる場合、どうしてもブドウっていうのは軽トラが要るし、それから軽トラは外にとめてもいいですけど、噴霧器が要ったり、要するにいろんな資材があるわけです。それから、ブドウの箱を折って事前に、農閑期のときに折っておくようなこともしなければいけないということは、やはり倉庫、作業場が要ることなんですけれど、よそから来られる方が、井原市にはこういう住宅と倉庫がついたのがあるんだよというようなことがあれば、何か来るための一つの要素になるんじゃないかと思うんですけれど、今の話では、住宅は確保できるという解釈ができたんですけれど、倉庫はどう思われていますか。

**建設部次長（岡本健治君）** 長期的に見れば、確かに最終の着地というのを考えれば当然作業場というのは、ブドウの場合は要ろうかと思えます。どうしても選別をしたり、分けたり、一時的保管庫であったり。それから、さっき言われたように、農機具等の保管の必要もあろうかと思えます。ただし、今申しましたように、過程がありまして、まず2年間の研修を行います。2年間の研修課程では、主に農家の方の圃場でそれぞれの時期に合った技術の習得であったり、それから後、経営についてやっていきますので、その期間では教えていただいている農家さんの設備を使いますから、その研修期間については絶対に要るということではなかろうかと思えます。問題は、その研修が終わったと、さあ就農といったこのタイミングだと思えますが、これはやっぱり2年間の期間がありますので、現状で申しますと、これから先どういったスタイルで生活をしていくか、どういったところに地を求めるか、あるいはどういったところに圃場、園地を求めていくか、その方々の経営の理念が2年間もすると出てまいりますので、そここのところを年間何回も集まりまして情報共有をしながらあるいは現地に行きまして相談を受けながら、手厚くその方向に向かってできる支援は今行政のほうでやっているというところがございます。無論、これには一番強力なのは産地のそれぞれ農家さんのご協力ももとより、それから農協さん、普及所にも大変ご協力を願っているところがございますけども、今の体制はこういったことで進めております。

**委員（西田久志君）** 過去には、就農に来られて途中でやめて帰ったという方も多くというかおられたということを知っています。その2年間の研修中にやはり機材をそろえていくということは、やはりやる気が出てくると思うんですよ。そんなに安くはないです、農機具も。いろんな道具を買って、やはり倉庫へ入れておく。で、研修期間だからそんなものは

必要ないよというんじゃなくて、やはりそれを入れることによって本気度がはかれるんじゃないかと。ああこの人はもうやる気だなあということであるのならば、やはり倉庫つき住宅というのは、何らかの形で準備していく必要があるのではないかなと思うわけです。結局それを要望するような形になるんですけど、先駆者的にするお考えはございませんか。

**建設部次長（岡本健治君）** お気持ちは十分おはかりします。私どもも、先ほども申しましたように、最終的には作業場は要るんだというふうなのは当然認識しております。そうした中、先ほども申しましたけれども、研修期間中にそういうことを準備するというのに関しましては、制度と、それから実際についてもご存じだと思います。具体的に言いますと、研修中はあくまで研修なので、まだ農業を開始してない。なので補助金を出しましょうという補助制度になってます。ですから、研修期間中に、これは非常に申しわけないんですけど、農地を求めちゃうと、もう就農になっちゃうんですね。農業の経営を開始したとなるので、研修中は農地を求められない。それから農機具であるとか農業用の機械、これも取得することができないというのが研修中の補助事業上の要件です。補助金は要らないよと、すぐ頑張るんだということになれば、補助金はとまりますけども、自由に園地も求めてやっていいということになります。やはり我々も最大限の支援をしたいと考えておりますし、それから園地につきましても先ほど言いましたように、最終的に園地がなかったらできないということがございますので、そういった園地も確保する必要もある。さらには、ブドウですから植えてすぐなるもんじゃないんで、どうしても3年程度はならない、ものになるのが4年目ぐらいからだろうと思います。そういった意味で、今の補助制度も5年間、就農してから5年間は補助できる体制になっておりますので、そういった中で経営に持っていくまでが、そこまでサポートだと思っておりますので、当然今就農された方につきましてもずっとサポートしているような状況でございます。そういった中で、相談があれば市としてもできることはやっていきたいと思っております。

先ほど言いました、作業場につきましても、これは将来の課題として、今まず住居を、ここで市営住宅法の改正によって住居を確保したわけで、これから段階的に研究していきたいと、検討していきたいというふうに思っておりますので、一遍にはできませんので、まず1個ずつ着実にやらせていただければというふうに思っております。

**委員（西田久志君）** 支援していく意味で、公的なお金を投入するわけですけど、先ほども言いましたけれども、途中でやめられたら、せつかくのお金ってということで、その本気度をはかる方法はどうかお考えでしょうか。

**建設部次長（岡本健治君）** 本気度につきましても数字であらわされるものではございません。やはり、本人の信念だと思います。この信念をどういうふうに見るかということにな

ろうかと思います。行政の一般的な面接でのお答えの中でやる気とかというのは見えるかと思うんです。

本気度につきましては、先ほど言いましたように、まず1カ月の体験をしていただくんですが、そこで農家の方にもお願いしてしっかり見ていただき、普及所の方とか農協の方にも見ていただいています。市はなかなか専門でないので、市の職員が行って見ても、作業をやっているのはわかります。朝から晩まで頑張ってるなあっていうのだけはわかります。そして実は向いてるかどうか非常に大事です。農業がやっていけるのかいけないのかにおいては。

そして、今まで仕事をやってきた人がやめられて、農業でやろうというのは分岐点なので、人生がかかってます。そうした中で、うかつな判断できませんから、1カ月の体験を通して、改めて本人のお気持ちを率直にお聞きして、それから周りのお世話になった方々、さっき言った関係機関のそれぞれの方、農家の方を含めのご意見もお聞きし、それで、そこでやるぞという気持ちが皆さん一致したら、2年間の研修に入ります。ただ、2年間の研修に入ってやめられた方もおられます、途中で。これは事実です。2年間というと、1年間の耕作をもう土づくりから全部通してやるわけですね。なので、ほぼ1年間で工程がわかって、2年目にそのおさらいということでぐっと学びが多くなるわけなんです。それでいけるぞという自信がついたら、もう2年もたつうちにはこれから先のプランを農業者の方は必ず考えておられます。1年ぐらいたったときに何も考えてないようでは、先ほど委員さん言われた本気度がどうかということで、もう一遍そこで正すということはします。

そういう中で、人間ですので、機械的に動くものではございませんので、やはりそういった中で確かめていきながら、その方にとっての最善の方法、もうやめたほうがいいと思えば、それも一つの最善の方法だと思っております。いけると思えばそれに対して一生懸命支援していくと、そういう体制で臨んでおります。

**委員（佐藤 豊君）** 井原市21世紀農業経営基本構想の7、上から4行目のところ、従来からの基幹産物であるブドウの産地としての生産量の維持拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があるというふういうたっているんですが、先ほど説明がありました、あと継続的にということになってきますと、今のブドウ生産者の方も高齢化していっていると。高齢化してもう体力的にブドウをつくることができないといった場合に、ご家族、後継者がおればいいんですけど、おられない場合は、その園地、ブドウ畑を手放すといったような流れで、その後を引き継いでくれる人がおればそれは一番ありがたいことなんですけれども、そういったことをバトンタッチできる、そういう今つくっとる人がもうあと何年先にはもうブドウをつくるのをやめようという思い

を持たれて、これは何年後にはもうあれするから誰か次の人を探しといてくれとかというバトタッチ、ブドウ畑のバンクみたいな。というようなことをあらかじめつくっとけば、その研修が終わって2年たった後に新規就農、本当に農業をしようと、ブドウをつくらうといった場合にはスムーズなバトタッチができると思うんですが、そういった構想でのバンク化というんか、情報収集といったものは、現状では取り組まれておられるんでしょうか。今後、そういったことも考えていかなければならないと思われておられるんでしょうか、その点をお聞かせください。

**建設部次長（岡本健治君）** ただいま言われたとおりでございます。私どもも、そこは非常に危機感を持っておりまして、実は人・農地プランというプランがあります。これは、地域の農業をこれから先、どのように考えていくかというのを本当にその地域、地域にお住まいの農家さんとこれから将来にわたっての農業のプランを立てていくというものがございまして、これを今は芳井の高原地区で今取り組んでおります。これからまさに今、青野で、これ順番なんです、一遍にできませんもんで順番ですが、青野でこれから取りかかろうと、今市のほうで事務を進めているところでございます。これでいけば、これから青野の方の農家の方寄っていただいて、今言われた現状の課題、それからこの土地、この農地、この園地、これは将来どうするのか、将来のためにどうするかということ地域で一生懸命考えていただいて、行政がそれをサポートしていくような仕組みづくりを考えていくという、これからやっとなっていくという状況でございます。

**委員（佐藤 豊君）** その辺が非常に、今後大切になってくるというふうに、私自身は思っておりますので、しっかりそういったことも取り組んでいただきたいというふうに思います。

**委員（多賀信祥君）** 今、ご説明をいただいとるんですけど、最初の提言内容の①の目標値、新規就農者及び移住者の目標値ですけど、ご説明いただいた資料の年間6名ということでありました。この変更をされてるのが平成29年で、随分前から設定されてるということですけど、この年間6名を確保しようとして今までされてきたこと、それから傾向、それから反省点だったりすることがあれば伺えればと思います。

**建設部次長（岡本健治君）** 目標値というのは定めておりまして、これに向けて鋭意取り組んでおるわけでございます。今言われたようなことで、今までの状況を申しますと、3年前から申しますと、平成28年度では目標どおり何とか6名新規就農の方が就いておられます。それから、平成29年度では5名、目標より1名少のうございまして。それから、昨年、平成30年度では6名の方の新規就農をいただいております。ことしにつきましては、ちょっと今のところ詳細にまだ調べてませんが、3名はおられます。調査をして、年度末までに

は新規就農者の方が何名になるかというのは数字をつかんでいきたいというふうに思っております。

苦勞する点につきましては、先ほど来申し上げてるとおり、新規就農される方は転機ですから、気持ちがぐっと入れていただき、それから生涯これが続けていくという気持ちを持っていただき、これに尽きると思います。そこからいろんなことの支援が始まっていくというふうに思っております。

**委員（多賀信祥君）** この、もう一度さっきの年間6名、これは平成7年につくられたときの人数なんですか。この基本構想。

**建設部次長（岡本健治君）** 基本構想につきましては、平成7年につくってます。そこから5年ごとに見直しをしております、最近では平成29年2月に見直しをしております。

この目標につきましては、実は県下を挙げての目標がございます。県では29年2月の改正において、県内全体で1年で150人を新規就農者を育てたいという目標を立てておられまして、産地の規模等を考えまして、井原市では6人を目標として立てて頑張ろうということで、29年当時に6人ということを決定させていただいております。

**委員（多賀信祥君）** 年間6名の目標、それが我々井原市にとって高過ぎる目標なのか、私の実感としては近隣他市に比べてぶどうの生産をされてるということで、適地に希望される方が割と多い印象を持っています。だから、6名を8名にしても、ひょっとしたら可能なんじゃないかなというところですが、この人数は変更する予定はないのですか。

**建設部次長（岡本健治君）** 先ほど申しましたように、5年ごとの見直しですので、目標はあくまで5年ごとに適正につかんでいきたいというふうに思います。6人が多いか少ないかということですが、やはり我々は新規就農者も無論なんです、先ほども言いましたように、現在おられる農業者の方、この維持も考えていかなきゃいけませんし、それから園地もふえるものなのか、今減ってるものなのか、ここの策も考えていかなければいけませんし、それから今つくられてる場所もそれぞれ散在しておりますが、畑かん等の設備も考えたときに、将来にわたって維持を考えるのであれば、それも集約化、集団化していくことも考えていかないと、これからの農業はスマート農業という言葉が最近はやっておりますけども、やはりコストも考えて、将来を担ったような計画をつくっていくということが大切だろうと思いますので、総合的に勘案させていただきたいというふうに思っております。

**委員（多賀信祥君）** 委員会でこの政策提言書をまとめる中で感じたことを言いますと、提言内容の③にあります、行政、それから次長言われましたJAさんだったりとか地元の農家さんとの連携ということが、移住して就農される方にとって環境をつくっていくには大事ということもあります。移住で年間6名の目標ということでもありますけど、やはりほかの

団体の協力が必要な中で、この目標値については共有をされてるのか、市がこの計画の中でうたっているだけで、お互い双方に知り得ていることかどうかということをお聞きしたいと思います。

**建設部次長（岡本健治君）** まず最初に、6名というのは新規就農者の目標が6名ということでございまして、移住とか在住を問いませんので、認識をしていただきたいと思います。

その6人についての目標なんですけれども、やはり県でありますとかそれから農協、市においては目標は共有しております。それから、農業者である農家の皆様には、共有というよりも、年度当初当初に、その年に抱えておられる新規就農に向けての研修生であるとかいろいろありますので、ブドウの部会の役員さん等に集まっていただいて、ことしいけるとしたら何人お願いできるでしょうか、あるいは上半期、下半期ありますのでどちらがいいでしょうかなどのまず共有を行いまして、その年々で決めております。

大枠として平均して6人というのは行政サイドと農協さんでは共有しているところでございます。

**委員（多賀信祥君）** 提言書の中のアンケートで、営農されている方と新規就農者の方に対してアンケートを行ってました。後継者の課題を深掘りしようということでやったアンケートの中で、将来の農業経営はどうしますかということと、後継者はいますかということと言うと、3分の2の方は後継者がいらっしやらない。その中でも、廃業されたりとか譲りたい、また身の振り方がわからないという方の数字がかなり顕著に出ています。この数字を見られて、今設定している目標と市が取り組んでいる施策、これについてのギャップだったりとかもっとやるべきことがあるという認識なのか、現状維持していくということなのか、それについて伺いたいと思います。

**建設部次長（岡本健治君）** これにつきましても重要な課題であるというふうに認識しております。

そういった中で、午前中でも申し上げたところなんですけれども、これから各産地に入って、今委員さんがおっしゃられました、これはやはり重要なことですから、これから先の将来の農業をどうしていくか。一つには、農業後継者がいなかった場合に、じゃあ集落営農にするのか、それとも農業法人にお願いするのか、あるいはそこに新規就農者を寄せてくるのか、いろんな考え方があろうかと思っております。そういったことを地区のそれぞれの地域の農業者、産地の方々とお話をしながらこれからプランを立てていきたいというふうに考えております。

**委員（多賀信祥君）** 我々議会から政策提言書を出したわけですけど、今までやっていた

ことを除いて、これが提出された後、工夫をして取り組みを始めたことというのがあれば伺います。

**建設部次長（岡本健治君）** 政策提言がなされたからするとかではなくて、タイミング的な話になろうかと思いますが、今現在やろうとしておることは、まず産地の園地を拡大とともに集約化を図るという方向の話し合いができないかというところについて、今それぞれの産地と話し合いを持たせていただいているところでございます。

それともう一つは、スマート農業といまして、労力をどこまで落とすことができるか、それによって、結局生産する農業者の方の年齢を引き上げできるんじゃないかということも考えてます。労力がかかればやっぱり体力のこともございますから、そういったことも考慮しながら長くやれるようにというようなことも考えていかなければならない。

それともう一つは、施設の維持ということで、午前中も少し触れました、畑かんなんかですけども、農地がやっぱり点在しますと、そこまでの水を引く設備、それが老朽しますとそこを直す、小さい園地のところに来てるものを直すといってもお金が、やっぱり距離ですから一緒なわけで。だから、ある程度ブロックで固まれば、やはり強い農業経営もできましょし、それから施設の維持を考えた場合でも、将来更新するときに安く維持が運営できるんじゃないかということもありますので、ここの辺もこれから協議していこうという段階に来ておりますので、畑かんを持たれるところの改良区等であるとかそういったところに協議をしていきたいというふうに思っております。

それと、やはりこれから将来の農業を考えるということで、これを地域別に農家さんと話し合いを進めていくと、これも開始していきたいというふうに思っております。

**委員（多賀信祥君）** 今、ソフト面でいろいろ工夫をして、今までも頑張ってやってこられたし、これからも課題として取り組んでいくという話であります。予算面を投入して何かやっっていこうという考えはありますか。

**建設部次長（岡本健治君）** いわゆる基盤整備でございますけども、樹園地をある程度の規模のものを確保していくでありますとか畑かんの再整備でありますとか、そういったところの予算につきましては国とか県の補助も見ながら予算確保に努めて、それを実現していきたいというふうに思っております。

**委員（佐藤 豊君）** スマート農業ということで今発言があったんですけど、具体的にスマート農業ということは、どういうことを意味するのか、どういう内容のことを言っておられるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

**建設部次長（岡本健治君）** 例えでいきますと、ブドウではちょっと言うのは難しいんですが、水稻作なんか考えていただいたりすれば簡単なんかかなと思うんですが、水の管理なん

かが手間をとらずに、機械化できるであろうかでありますとか、農薬を散布するのに手でまくのではなくて、今はやりのドローンなんかの機械を使ってまくのがいいんじゃないか、あるいは個人で設備を持つのは大変だから、機械の共有化も含めてある程度集团的に、集団営農といいますか、集落営農というか、そういう単位で持っていったら1軒当たりのコストが安く済むんじゃないかというふうに、労力と経費と両方考えて、それを抑えていくという、なるべく農業をスリムにというか、スマートにやっつけようという、そういったものです。

**委員（佐藤 豊君）** ということは、同じ農業でブドウをつくるにしても、肉体的な作業は若い人に、それから単純作業で余り肉体労働とならないようなことは高齢者の方に、そういうような役割分担するというのもそういったことに含まれるということですか。

**建設部次長（岡本健治君）** 言われたような考え方を持つのもありだとは思いますが。

**委員長（三宅文雄君）** ただいま委員外議員でございます大滝副議長から発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

#### 〈異議なし〉

**委員外議員（大滝文則君）** ありがとうございます。るる議論、説明等々聞いておりました。新規就農者による移住・定住施策に関する政策提言書、今提言書をまとめた者として若干ご質問させていただきたいと思っております。

先ほどからるる次長のほうから執行部側の基本的な行政のあり方について説明がありました。基本的な部分については執行部側の説明のとおりでよろしいかと思うんですけども、議会からの提言は、その中で移住・定住策の基本でなしに、例外を求めた提言をしたわけで、この一つとして、先ほど単身者の市営住宅の入居条件を緩和したということがありましたけども、これ以上施策を全く考慮する余地はないのか、まずそれを1点お聞きしたいと思います。

**建設部次長（岡本健治君）** 将来にわたって全く今のとおりというのではなくて、まずは今市営住宅を単身が入れるように変えました。この動向、活用を見ながら、また次なる施策を考えていけばいいのではないかなというふうに思っております。

**委員外議員（大滝文則君）** なぜこういう質問をしたかということ、美星町の旧消防分駐所をある個人の方に貸しているわけですけども、それも大きくは基本から外れた例外と私は認識しとるわけですけども、この経緯については今のところへあれこれ言うつもりもないんですけども、この貸し付けについてもかなり問題があるんじゃないかと。個人に公共施設を貸した、どういう背景があったかわかりませんが、基本的な部分については、それこそ

リアされとるとは思いますけども、公共施設を利用するとなると、やっぱり公共的な観点のもとに貸し付けるというのが普通だと思うんですけども、どう聞いても個人に貸している。非常に不透明な形で貸してるような状況があって、僕もそのときに分駐所がなくなるときに、あれを農業移住者に、例えばシェアハウスのようにして、一時的に経営が成り立つまでに2年ぐらいの間をシェアハウスのように利用できたら非常に有効な拠点になるんじゃないかという思いがあったわけですけども、その際には全くそういう協議もなしに、いきなり個人に貸したと聞いたんですけど、これらも先ほど言った例外中の例外のような気がするんですけども、この辺の感覚は、執行部としてはどういうふうに思われてますでしょうか。

**副市長（猪原慎太郎君）** 今、副議長が質問された貸し付けの関係ですけども、普通財産の貸し付けということですので、この所管の委員会の範疇外のことにはなろうかとは思いますが、例外中の例外といいますか、基本的に農業振興の一環として、生食だけではなくてワインの関係ということで、ワイン特区もとった、これから備後圏域で進めていこうという中で、確かに一個人、一農業者の方ではありますけれども、その方がワインの圃場をつくって行って、行く行くはワイナリー、そういったものもやっていきたいという中で、農業振興の観点から貸し付けということに至ったと思っております。

**委員外議員（大滝文則君）** 契約については所管外ですから……、いろんなことを申しましたけれども、先ほど言ったように、例外でそういう施設を市が用意することもあるということが現実もあったわけで、今後しっかりと広域的に、客観的に見て、しっかりと精査しながら物事を進めていっていただきたいと。ご存じでしょうけども、その該当者というものは、今副市長おっしゃられましたけども、実際はもう圃場が全滅状況になって、実際はもうほぼ機能しとらんというような現実もあるわけであって。そこへ言い方悪いけども、安易に貸し付けたと。これは、行政のやり方とすれば、非常に不可解な感覚なので、やはりそういった例を出さないためにも、やっぱり基準はしっかりしないといけないし、それから議会が求めたことには真摯に背景とか今後の展開については執行部として議論していただきたいというふうに思うわけで、今後の課題として一応申し添えて終わります。

〈なし〉

#### 〈平成30年度の災害復旧状況について〉

**委員（佐藤 豊君）** 2ページ目のところの、補助災害と単独災害の数字、一番下に合計という形であるんですが、補助災害の合計のところは114になつとると思うんですけど

も、計算すると74になるんです。単独災害も110になつとるんですけれども、合計すると16になるんですけれども、この数字は僕の読み方が悪いんでしょうかね。どういうふうな形になるんですか。

一番下の行に、補助災害が114件、それから単独災害が109件になって、合計が223になつとるんですけれども、上から農地と農業、林道、農地というところを足していくと74と16になるんですが。市道とか上の公園とか市道、河川というのは合計するとその数字になるんですけれど、裏の面も。

**建設部参与（西田直樹君）** 1ページ目で言いますと、黒ぼつの合計、市道、河川、公園の合計が178件、全体で。それから、農地、農業用施設、林道の黒ぼつの合計が45件、その2つを足して一番下の合計が223件という形になっております。

**委員（佐藤 豊君）** 復旧は3年をめどにということに進んでいたと思うんですけれども、現状では順調に復旧工事が進んでいるというふうな認識でおられるのでしょうか。

**建設部参与（西田直樹君）** 予定しております3年間で災害復旧の場合は全部完了しないといけないということで、3年目については繰り越しを入れたら4年になるのかなと思う中で、予定しておりますことについては、ちょっとおくれぎみではありますけれども、公共災害についてはおおむね予定どおりということで、公共災害につきましては発注できてないのが用地取得ができてないところ、あと隣接工事との関係で迂回路の指定が調整できず工事発注ができないというようなことがありまして、ややおくれぎみではありますけれども、おおむね順調かなあと考えております。単独災害で言いますと、いろんな手続等もありまして、起債になりますもんで、そこらの調整等で若干おくれぎみになっておりますけれども、3年間でやり切りたいという思いでおります。

〈なし〉

**委員長（三宅文雄君）**

以上で所管事務調査については終わります。

**建設部参与（西田直樹君）** 午前中の新公共残土処理場計画のことについての佐藤委員さんからのご質問で、説明会の参加人数につきまして、5月30日の青野土地改良区の参加人数は12名でございます。それから、10月21日の仁井山地区の、一番近くの地元の参加者は16名でございます。それから、青野地区全体会の参加者は52名でございます。青野地区全体305世帯中参加者が84名ですので、世帯1人の参加ということになりますと、ダブった方もおられるんで単純には言えませんが、約3割の参加があったものと考えて

おります。

委員長（三宅文雄君） 青野地区全体の会はいつされましたですか。

建設部参与（西田直樹君） 11月19日でございます。

委員長（三宅文雄君） ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきまして、また適切にご決定を賜りました。まことにありがとうございました。

また、さまざまな角度から大変貴重な意見をたくさんいただいたとっております。今議会を通じていただいておりますさまざまなご意見、ご要望につきましては、今後の市政を進めていく上で反映させていきたいと考えております。本日は大変ありがとうございました。

委員長（三宅文雄君） 執行部の皆様方には大変ご苦勞でございました。

#### 〈執行部退席〉

〈「新公共残土処理場整備計画の進捗状況及びこれからの工程について」、「平成30年度の災害復旧状況について」は継続調査していくことに決定〉

#### （3）その他

〈「地産地消、井原市の産品について」は、今後、アンケート調査を実施することに決定。

12月17日議会運営委員会終了後、委員会を開催し、アンケート内容を協議することに決定〉

#### 〈議長あいさつ〉

委員長（三宅文雄君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。どうもご苦勞さまでした。